

資 料 提 供

平成 29 年 7 月 21 日
 課 名 建設産業課
 担当者名 西原
 内線電話 3822
 直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 29 年 7 月 21 日に、建設業法に基づく建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	高圧プラント検査株式会社	代表者氏名	野村 實也
主たる営業所の所在地	呉市広名田一丁目 3 - 1		
許可番号	広島県知事許可（般-27）第 33172 号		
許可を受けている建設業の種類	管工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 7 月 21 日	処分を行う者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示 (1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに、建設業法、労働安全衛生法及び関係法令を順守すること。 (2) 前記に基づき講じた措置について、平成 29 年 8 月 21 日までに文書で報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
高圧プラント検査株式会社は、平成 28 年 8 月 21 日に山口県岩国市の民間ガス工場の機器開放検査及び保安検査工事等において、プロパンガス処理作業とアーク溶接作業が同時に行われないう随時作業員間の連絡及び調整を行わなかった結果、プロパンガス処理作業中にホースの接続が外れ、溶接火花が引火し、労働者 3 名が火傷を負う事故を発生させた。 このことにより、同社は、呉簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金 20 万円の略式命令を受け、また、作業責任者は、労働安全衛生法違反により同裁判所から罰金 20 万円の判決を受け、平成 29 年 4 月 15 日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			

【参考】指示処分

法令違反や不適正な事実を是正するために業者がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するもの。具体的には、違反行為の再発防止措置の構築と関係法令の順守及び講じた再発防止措置の文書での報告を命令している。